

## 介護職員等処遇改善金支給規程

### (総則)

第 1 条 この規程は、厚生労働省の定める介護職員等処遇改善加算制度に基づいて行なうものであり、指定介護保険事業の介護等に携わる従事者の処遇改善にともなう介護職員等処遇改善加算額の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第 2 条 介護職員等処遇改善加算額支給対象者は、介護職員等処遇改善加算制度の対象職種職員で介護職員は週 18H以上勤務、その他の職種職員は正職・常勤(フルタイム)職員者とする。

### (介護職員等処遇改善加算額の支給について)

第 3 条 毎年 4 月 1 日を起算日とし、加算計画を上回る賃金額を、対象月給者に処遇改善手当及び年 2 回の処遇改善一時金として支給する。時給者には時給手当として毎月支給する。但し 3 月末時点で賃金支給が加算額を下回る恐れがある場合 3 月に一時金を支給する場合がある。

### (支給額)

第 4 条 毎年度加算等計画に基づき処遇改善手当額を決定し、毎月支給処遇改善金を支給し、一時金は人事考課により各々決定する。

### (支給区分)

第 5 条 毎年 4 月 1 日を起算日とし別表 1 に応じて個人ごとに給付割合を算定し、人事考課により再区分する。

### (支給区分、評価、支給額の見直し)

第 6 条 基準日より 4 ヶ月毎に加算額の収入額を参考に再度、対象職員の区分評価を見直し、支給額を算定する。

### (中途採用者の区分)

第 7 条 中途採用者が前職を含めた勤続期間での区分決定を希望する場合は前職の在籍証明等を提出しなければならない

### (支給期間)

第 8 条 介護職員等処遇改善加算額の支給期間は、介護職員等処遇改善加算制度の実施期間とする。

### (支給日)

第 9 条 処遇改善金は給与支給日に処遇改善手当として支給する。

2. 介護職員パートタイム時給者は月手当ではなく時給手当として支給する。
3. 一時金は支給日に在籍する者のみ支給する。

### (欠勤、休業者等)

第 10 条 欠勤控除、遅早控除、休業、休職は通常の手当と同じ扱いとする。他この規程にない場合も同じ扱いとする。

2. 正職、常勤者で育児休業取得後の短時間勤務は勤務時間で按分した金額を支給する。

### (職員への周知)

第 11 条 介護職員等処遇改善加算額支給対象者に、説明を実施し周知を図る。

別表1

区分	A 経験・技能のある介護職員	B その他の介護職員	C 介護職員以外の職員	S 介護職員以外の職員
条件	正職常勤 介護福祉士 勤続 10 年以上 (他の事業所との経験年数合算者は A-1 不可)	A 以外の正職常勤介護職員	介護職員以外の正職常勤職員	年収 440 万以上で従来の処遇改善金対象外だった職員
評価	A-1、A-2	B-1、B-2	C-1、C-2	S

## 1. 加算算定非対象サービス専従従事者は対象外

(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援

## 2. 常勤者で育児休業取得後の短時間勤務は勤務時間で按分した手当金を支給する。

6年5月16日より

区分	6年5月16日～	条件
A-1	67,000	10年以上勤務 介護福祉士 正職
A-1	64,000	10年以上勤務 介護福祉士 常勤
A-2	57,000	他社合算 10年以上勤務 介護福祉士
B-1	52,000	10年未満勤務 介護福祉士 正職
B-1	48,000	10年未満勤務 介護福祉士 常勤
B-2	43,000	10年未満勤務 介護職員 正職
B-2	41,000	10年未満勤務 介護職員 常勤
C-1	13,000	介護職員以外の職員 正職 月給常勤
C-2	8,000	介護職員以外の職員 常勤
S	個別に対応した額	年収 440 万以上の対象職員で従来の処遇改善金対象外だった職員
パート	時給 120	介護職員パート 週 18H以上勤務者

(付則) 令和元年 10 月 1 日施行

令和 2 年 9 月 16 日改定

令和 3 年 10 月 16 日改定

令和 4 年 9 月 16 日改定

令和 5 年 9 月 16 日改定

令和 6 年 6 月 1 日改定